

IV その他の支援

2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体になる支援

(1) 放課後児童クラブにおける学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所対応に係る財政支援 ・ 放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援 ・ 感染拡大防止対策に係る支援
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブ運営者及び利用者
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各放課後児童クラブごとによる申請書等 <p>※利用料にかかる財政支援については、利用している児童クラブを通じての支援となる予定</p>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山市こども保健部子育て推進課こども政策係 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市こども保健部子育て推進課こども政策係 （電話）0868-32-2179</p>
備考	